

養老町教育委員会定例会

1. 開催日時 令和2年6月10日 午後2時00分
2. 開催場所 養老町役場 3階第2会議室
3. 議事日程
日程第1 議案第42号 養老町生涯学習施設利用に関する方針について
日程第2 議案第43号 令和2年度準要保護児童生徒の認定について

4. 出席者

森 島 恵 照 教育長
後 藤 稔 治 委 員
栗 田 千 里 委 員
近 藤 法 雄 委 員
卯 田 友 美 委 員

事務局長始め、事務局職員 3名 ※傍聴者0名

町民憲章朗唱

5. 審議概要

議 長	議事日程に従いまして、進めさせていただきます。
事務局長	議案第42号養老町生涯学習施設利用に関する方針について説明を求めます。 資料に基づき説明する。
生涯学習課長	新型コロナウイルス感染症対策のため、今後の生涯学習施設利用の方針案を示しております。詳しくは担当課長より説明させていただきます。 岐阜県が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及び特定警戒都道府県の対象から除外されました。これを受けコロナ社会を生き抜く行動指針、公民館における新型コロナウイルス感染拡大防止予防ガイドライン等を参考に、生涯学習施設の利用方針を定めたものになります。 対象施設は資料をご覧ください。また、感染拡大防止のため

<p>議 長 生涯学習課長</p> <p>卯田委員 生涯学習課長</p> <p>教 育 長</p> <p>議 長</p>	<p>の基本的な考え方として密集・密閉・密室を避けるための対策と注意点を定めています。</p> <p>こちらには、リスク評価の内容が示されています。リスク評価とは、職員や利用者の動線、接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を講じるものです。そのリスク評価をふまえどのような施策が必要かを示しております。</p> <p>チェックリストは、利用者が公民館等を利用する前に、施設側と調整を行い、感染防止対策を行うことを条件に施設利用を許可するものです。</p> <p>現在、講座は中止、今後は状況に応じて10月から開講できるように進めていきたいと考えております。</p> <p>7月1日以降、活動を段階的に開始し、10月からの開講に向けて進めていく予定です。</p> <p>方針ですが、図書館は対象施設に含まれませんか。</p> <p>図書館は利用制限を設けて開館しており、利用者のほとんどが個人で来館される方ですので、方針に記載しておりません。ただ、現在も利用者感染症対策はお願いしています。</p> <p>町民会館はどうなりますか。</p> <p>大ホールは椅子が固定されており、ソーシャルディスタンスを考えますと、利用可能人数がかなり少なくなります。利用者と個別に協議して対応していきたいと考えております。</p> <p>町の主催行事は中止となっています。町民運動会、夏祭りも中止となっています。そうすると、町民会館を使用した大人数のイベントも開催が難しい。年末までは、少人数、小規模で少しずつスタートしていきたいです。</p> <p>ほかのご質問はありますか。 (「ありません」の声あり)</p> <p>では、この方針でお願いします。</p> <p><以下非公開> 議案第42号 令和2年度準要保護児童生徒の認定について 議案第43号 令和2年度準要保護児童生徒の継続認定について</p>
--	--

6. 各教育委員 意見交換
7. 事務局 連絡事項
8. 教育長 報告

次回の開催日時を確認し閉会 閉会 午後3時30分